

令和5年度における省エネルギー関係・創エネルギー関連の補助金の概要（令和5年度当初予算分）

| ホームページの番号 | 1-1   | 1-2   | 1-4 (1)   | 1-4 (2) ア   | 1-4 (2) イ                                    |
|-----------|---|---|---|---|--|
| 制度所管庁     | 経済産業省   | 経済産業省   |   | 環境省   |  |
| 執行機関      | 一般社団法人環境共創イニシアチブ                              | 一般社団法人環境共創イニシアチブ  |   | 一般社団法人温室効果ガス審査協会  |  |
| 補助金名      | 令和5年度先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金                    | 令和5年度省エネルギー設備投資に係る利子補給金   | 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金<br>工場・事業場における先進的な脱炭素化取組推進事業（SHIF事業）   |   |  |
|           | (a) 先進事業／(b) オーダーメイド型事業／(d) エネマネ事業            |   | C02削減計画策定支援   | 省C02型設備更新支援<br>A. 標準事業 B. 大規模電化・燃料転換事業  |  |
| 補助申請者     | 令和4年度以前に初年度採択された複数年度事業のみを補助対象とするため、新規事業の公募はなし | 国内において事業活動を営んでいる法人又は個人事業主であること  | 中小企業者（個人、個人事業主を除く）／独立行政法人／地方独立行政法人（病院事業を営むものに限る）／国立大学法人、公立大学法人及び学校法人／社会福祉法人／医療法人／特別法の規定に基づき設立された協同組合等／一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人／その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者／地方公共団体（上記のいずれかの者と共同申請者であって、上記の者と建物を共同所有する者に限る。）  |   |  |
| 補助対象経費    |   | 設計費・設備費・工事費   | 業務費・一般管理費   | 本工事費・付帯工事費・機械器具費・測量及び試験費・設備費  |  |
| 対象事業      |   | 1 利子補給対象事業を実施するための資金について指定金融機関から受ける融資であること<br>2 導入しようとする設備等の法定耐用年数以内の融資期間であって、原則、元利均等返済により融資金が完済される金銭消費貸借契約であること<br>3 利子補給対象事業は、次の(7)～(9)のいずれかの要件を満たすこと<br>(7) エネルギー消費効率の高い省エネルギー設備を新設又は増設する事業<br>(8) 省エネルギー設備等を新設又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業<br>(9) データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業 | 1 事業者当たり最大5つの支援対象工場・事業場まで可とし、下記の(a)(b)(c)を全て満足すること<br>(a) 年間CO <sub>2</sub> 排出量が50トン以上3,000トン未満の工場・事業場であること<br>(b) 令和3～4年度の同種の診断事業を実施した工場・事業場ではないこと（令和4年度第二次補正で実施予定を含む。）<br>(c) DX型計画策定支援で応募する場合は、DX型計画策定支援に対応可能として登録している支援機関の支援であること<br><実施計画に関する留意事項><br>・自主的対策（運用改善等）を少なくとも一つ以上実施計画に含めること<br>・事業完了後、実施計画で策定したC02削減対策を事業報告対象期間中に少なくとも一つ以上実施すること<br>・他、DX型計画策定支援の場合の追加事項あり | 国内の工場・事業場において、高効率機器や燃料転換を実施する事業のうち、以下の1から8の要件を全て満たす設備更新補助事業であること<br>1 A. 標準事業又はB. 大規模電化・燃料転換事業のいずれかの事業要件を満足すること<br>2 C02削減計画（実施計画書）を策定し応募時に提出すること<br>3 基準年度排出量をSHIF事業モニタリング報告ガイドラインに定める算定方法により算定できること<br>4 自主的対策による排出削減目標量を少なくとも一つ設定し、各対策について定量的な根拠を明示すること。また、自主的対策によるC02削減効果は1t-C02以上であること<br>5 1の設備更新補助事業における高効率設備、電化・燃料転換によるC02削減効果及びランニングコスト削減効果が定量的に把握可能であること<br>6 補助事業の投資回収年数が3年以上であること<br>7 下記のいずれにも該当しないこと（下記は、省略）<br>8 同一工場・事業所において、C. 中小企業事業への併願がないこと<br>(A. 標準事業の事業要件)<br>基準年度排出量が50t-C02以上である工場又は事業場において、工場・事業場単位でC02年間排出量を15%以上削減する、C02削減計画に基づく設備更新を行う事業<br>(B. 大規模電化・燃料転換事業)<br>工場または事業場において、主要なシステム系統で次の(1)から(3)を全て満たすC02削減計画に基づく設備更新を行う事業<br>(1) 電化・燃料転換、(2) C02排出量を4,000t-C02/年以上削減、(3) C02排出量を30%以上削減 |  |
| 対象設備      |   | 対象事業の3の(7)～(9)のいずれかの条件を満たす設備等<br>※既設設備の更新は対象外   | (支援内容)<br>・削減余地診断<br>・C02削減実施計画策定   | ア エネルギー使用機器<br>C02排出削減に寄与する高効率化あるいは電化・燃料低炭素化した、産業・業務用設備機器や生産設備が補助対象。また、廃エネルギーを利用した産業・業務用設備機器や生産設備も補助対象。<br>イ 燃料・エネルギー供給設備機器<br>①低炭素燃料供給設備および受変電設備<br>②再生可能エネルギー発電設備<br>③コージェネレーション発電設備<br>④太陽熱供給設備  |  |
| 補助率       |   | 融資利率が1.1%以上<br>： 利子補給率は1%以下<br>融資利率が0.1%以上1.1%未満<br>： 利子補給率は融資利率-0.1%<br>融資利率が0.1%未満<br>： 利子補給率は0%<br>※ 利子補給金の交付対象期間は、最長10年間  | 3/4   | 1/3以内   | 1/3以内  |
| 上限／下限     |   | 1事業当たりの交付対象融資額の上限額<br>： 100億円   | 【補助金の上限額】<br>標準事業向け支援／大規模電化・燃料転換事業向け支援<br>事業所全体の支援 : 100万円<br>複数のシステム支援 : 100万円<br>単一のシステム支援 : 60万円<br>中小企業事業向け支援 : 50万円<br>機器・設備<br>(DX型計画策定支援は、補助上限が100万円増額)  | 【補助金の上限額】<br>1億円<br>(複数年度の上限1億円)  | 【補助金の上限額】<br>5億円<br>(複数年度の上限5億円、年度あたりの上限3億円) |
| 公募期間      |   | 第1回 2023/05/26～2023/06/23<br>第2回 2023/06/30～2023/08/10<br>第3回 2023/08/中～2023/09/下<br>第4回 2023/10/上～2023/11/上  | 2023/05/15～2023/07/14   | 2023/05/15～2023/06/15   |  |
| 注意事項      |   |   |   |   |  |

一関係・創エネルギー関連の補助金の概要（令和5年度当初予算分）

| ホームページの番号 | 1-4 (2) ウ   | 1-4 (3)   | 1-5  | 1-6  | 1-7   |
|-----------|---|---|--|--|---|
| 制度所管庁     | 環境省   | 環境省   | 環境省  | 環境省  | 環境省   |
| 執行機関      | 一般財団法人環境イノベーション情報機構   | 一般財団法人日本海事協会  | 一般社団法人日本冷媒・環境保全機構  | 一般社団法人環境金融支援機構   | 一般社団法人環境パートナーシップ会議  |
| 補助金名      | 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金<br>工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）  |   | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金<br>コールドチェーンを支える<br>冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業  | 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金<br>脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業  | 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金<br>環境金融の拡大に向けた利子補給事業<br>地域脱炭素融資促進利子補給事業   |
|           | 省CO2型設備更新支援<br>C. 中小企業事業  | 脱炭素化促進計画策定支援事業  |  |  |   |
| 補助申請者     | 中小企業者（個人、個人事業主を除く）／独立行政法人／<br>地方独立行政法人（病院事業を営むものに限る）／<br>国立大学法人、公立大学法人及び学校法人／<br>社会福祉法人／医療法人／<br>特別法の規定に基づき設立された協同組合等／<br>一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人／<br>その他環境大臣の承認を得て協会と認める者、<br>地方公共団体（上記のいずれかの者と共同申請者であって、上記<br>の者と建物を共同所有する者に限る。）   | 民間企業（個人、個人事業主を除く）<br><代表企業> Scope3削減に向けた取組方針を有しており、自社の<br>Scope3削減のために当該Scope3に關係する企業と連携して脱<br>炭素化の取組を主導する企業<br><連携企業> 代表企業の1Scope3のカテゴリ1～15のいずれ<br>かに属しており、代表企業のScope3削減に資する企業であること<br><その他の参画企業> (1) ESG事業者又はリース事業者、(2)<br>金融機関   | 民間企業／<br>地方公共団体／<br>個人事業主／<br>その他環境大臣の承認を得て機構が適当と認める者  | 指定リース業者<br>（リース先の要件）<br>・対象リース先は、中小企業、個人事業主等<br>・政府機関、地方公共団体又はこれに準ずる機関でないこと<br>・会社法上の外国会社でないこと<br>・反社会的勢力でないこと   | ・気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures（以下「TCFD」という。））が開示を推奨する、気候変動に関するリスク及び機会に係る「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」あわせて11項目のうち、いずれかに沿った情報開示を行っている又は情報開示を行う時期を明確化している一般社団法人全国地方銀行協会もしくは一般社団法人第二地方銀行協会に加盟する銀行、及び株式会社埼玉りそな銀行<br>・自らが行うESG融資に係る目標の設定等を行い、組織方針として明確化している信用金庫、信用金庫連合会、信用共同組合又は信用協同組合連合会。  |
| 補助対象経費    | 本工事費・付帯工事費・機械器具費・<br>測量及び試験費・設備費・業務費・事務費  | 人件費・業務費・一般管理費   | 本工事費・付帯工事費・機械器具費・<br>測量及び試験費・設備費・業務費   | 設備費・工事費  |   |
| 対象事業      | 補助申請者欄の民間企業者又は民間事業者以外で<br>2022年度又は直近3年間の平均値のCO2が50t以上<br>3,000t未満の事業所を保有する者の日本国内の工場・<br>事業所であって、以下の要件をすべて満たす事業<br>1 償却資産登録される機器・設備であること<br>2 導入する機器・設備が将来用機器・設備または予<br>備設備でないこと。かつ、未使用品であること。<br>3 導入する機器・設備の能力（出力）は既存機器・<br>設備の能力（出力）と同程度以下であること。<br>4 置き換えられた既存機器・設備は撤去または稼働<br>不能状態とすること。（ただし書きは省略）<br>5 導入後は旧機器・設備と併用して使用されること<br>がないこと。<br>6 導入後の機器・設備の年間CO2排出量は、基準年<br>度の年間CO2排出量よりも少ないこと。<br>7 補助事業の投資回収年数が3年以上であること。<br>8 CO2排出量の算出は、次の①～③のいずれかの診<br>断結果に基づくものであること<br>①～③（略） | 1 現状設備より高効率な設備に更新することにより<br>CO2排出量を削減可能であること<br>2 高効率設備導入によるCO2削減効果及びランニン<br>グコスト削減効果が定量的に把握可能であること<br>3 補助事業の投資回収年数が3年以上であること<br>4 本事業と他SHIFT事業で同一設備の更新につい<br>て、併願していないこと<br>5 本補助事業実施後、償却資産として登録される機<br>器・設備であること<br>6 導入する機器・設備将来用機器・設備または予備<br>設備等でないこと。かつ、未使用品であること<br>7 導入する機器・設備の能力（出力）は既存機器・<br>設備の能力（出力）と同程度以下であること<br>8 置き換えられた既存機器・設備は撤去または稼働<br>不能状態とすること（ただし書きは省略）<br>9 導入後は旧機器・設備と併用して使用されること<br>がないこと<br>10 導入後の設備・機器のCO2排出量は、基準年度の<br>年間CO2排出量より少ないこと | 1 対象設備を導入する事業であること<br>2 原則として、エネルギー管理を一体で行う事業所<br>単位で補助申請を行うこと。以下、（略）<br>3 応募時に機器の設置場所（事業所等所在地）が確<br>定していること<br>4 省エネ型自然冷媒機器導入に関する計画が具体的<br>に作成されていること。また、省エネ型自然冷媒機<br>器導入による二酸化炭素及びフロン類の削減効果を<br>把握し、その実施状況について、交付規程に基づき、機<br>構の指定する事業報告書を指定する時期までに提<br>出するものであること<br>5 脱炭素型自然冷媒機器の導入により見込まれるエ<br>ネルギー起源二酸化炭素の削減効果を実現し、省エ<br>ネ性能が最大限発揮できるよう、機器の設置環境（<br>室外機周辺の通風、日当たり等）に配慮すること<br>他 | ・環境省が定める基準を満たす脱炭素機器を使用させ<br>せる契約であること<br>・補助金予定額の全額がリース先のリース料低減につ<br>がっている旨の特約が締結されている契約であるこ<br>と<br>・リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契<br>約であること<br>・解約可能型オペレーティングリース以外のリース取<br>引であること<br>・リース期間が法定耐用年数の70%以上(10年以上は<br>60%以上)の契約であること。ただし、リース期<br>間が3年以上の契約であること<br>・原則、リース料支払い期間中において1年間に4回<br>以上の均等分割払いとなっている契約であること<br>・日本国内に脱炭素機器を設置する契約であること<br>・中古品の脱炭素機器をリースする契約でないこと<br>・国による他の機器購入に係る補助金を受けた契約で<br>ないこと<br>他      | ア 環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の要素を考慮して行う地域循環共生圏の創出に資する省エネ・再エネ設備投資を行う融資であって、地球温暖化対策推進法に基づき地方公共団体が作成する実行計画等、地球温暖化対策又は地域活性化等を目的とする条例等若しくは地方公共団体が地球温暖化対策又は地域循環共生圏の創出のために作成する計画等と整合するもの（ESG融資）であること。<br>イ 地球温暖化対策のための設備投資に対する融資であって、利子補給金の交付の対象となる融資額の上限が10億円であるもの。<br>ウ 当該融資を行う金融機関は、補助対象者の債に格上げする金融機関であること。<br>エ 融資先事業者が自らの二酸化炭素排出量を算定していること。ただし書きは、省略<br>オ 原則として、令和6年2月10日までに、融資の開始の日が設定されていること。<br>カ～サ（省略）<br>シ 令和7年9月30日までに工事を完了するもの |
| 対象設備      | CO2排出量を削減する目的での既存設備やシステム系<br>統の更新に係るもので、次の①～④に属するもの<br>①高効率設備機器・システムへの更新<br>②電化・燃料転換<br>③再生可能エネルギー導入<br>④廃エネルギー利用   | 年間CO2排出量が50t-CO2以上の各工場・事業場のCO2<br>排出量を削減する目的で行う既存設備の更新やシス<br>テム系統の更新に係るもので、次の①～④に該当するも<br>の<br>①高効率設備機器・システムへの更新<br>②電化・燃料転換<br>③再生可能エネルギー導入<br>④廃エネルギー利用   | ・冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場で用いられる省エネ<br>型自然冷媒機器<br>・食品小売店舗におけるショーケースその他の脱炭素<br>型自然冷媒機器   | 熱源機器、エネルギー変換設備、産業用機械（工作機<br>械）、産業用機械（鍛圧機械）、射出成形機、熱源設備<br>（工業炉）、産業用機械（鋳造機械）、建設機械、厨房<br>設備、空調用設備、業務用冷蔵設備、自動車、医療画像<br>機器、分析機器   |   |
| 補助率       | 次の(A)及び(B)で計算される金額のうち、いずれか低<br>い金額<br>(A) [年間CO2削減量] × [法定耐用年数]<br>× [7,700円/t-co2]<br>(B) {補助対象経費} × 1/2   | 中小企業者 : 1/2<br>中小企業者以外 : 1/3  | 1/3以下<br><br>「先進的な中小企業」に合致し、かつ<br>審査時の得点順位10%以内の事業者は、<br>1/2以内   | 脱炭素機器のリースによる導入に<br>必要な総リース料の6%以下<br>(1～4%に加点要素による上乗せが最大2%)   | 融資利率が1.3%以上<br>: 利子補給率は1%以下<br>融資利率が0.3%超1.3%未満<br>: 利子補給率は融資利率-0.3%<br>融資利率が0.3%以下<br>: 利子補給率は0%<br><br>※ 利子補給金の交付対象期間は、最長10年間   |
| 上限/下限     |   | 5億円/グループ<br>(令和5年度分の申請額の上限は2億円)<br>(1者あたり上限1億円)   | 【上限】<br>5億円/事業者<br>(フランチャイズ形態のコンビニエンスストアに<br>あては、1事業者当たり250百万円が上限)   | 【脱炭素機器部分の総リース料の金額】<br>65万円以上、2億円以下   |   |
| 公募期間      | 2023/05/15～2023/06/15   | 2023/05/26～2023/06/30   | 2023/05/11～2023/06/12  | 2023/06/15～2024/03/15  | ※   |
| 注意事項      |   |   |  | 「リース先の取組の要件」<br>・サプライチェーン全体として脱炭素化に向けた取組が行われて<br>おり、大企業等からの要請、支援を受け、サプライチェーン<br>内の中小企業等が脱炭素化の取組を行っている<br>・脱炭素化に向けた自主目標を設定し、その達成に向けて取り組<br>んでおり、サプライチェーンの脱炭素化に自主的に貢献してい<br>る<br>・サプライチェーン全体でパリ協定の達成に向けた脱炭素化の目<br>標を設定しており、当該サプライチェーン内の中小企業等がそ<br>の達成に向けて取組を行っている<br>・サプライチェーン内の中小企業等が中小企業版SBT、REAction<br>等、パリ協定に整合する目標を設定し、その達成に向けて取り<br>組んでいる。または、環境経営マネジメントを通じて脱炭素化<br>に向けて取り組んでいる等、サプライチェーンの脱炭素化に自<br>主的に貢献している | ※ 各指定金融機関における融資の受付期間は、指定<br>金融機関に採択された日から、各指定金融機関が定<br>める日（2024年3月中）まで  |

令和5年度における省エネルギー関係・創エネルギー関連の補助金の概要（令和5年度当初予算分）

| ホームページの番号 | 3-1   | 3-2   | 3-3 (1) ア  | 3-3 (1) イ   |
|-----------|---|---|--|---|
| 制度所管庁     | 経済産業省   | 経済産業省   | 経済産業省  |   |
| 執行機関      | 一般社団法人都市ガス振興センター  | 一般社団法人太陽光発電協会   | 一般財団法人新エネルギー財団   |   |
| 補助金名      | 令和5年度<br>災害時の強靱性向上に資する<br>天然ガス利用設備導入支援事業費補助金<br>「停電対応型の天然ガス利用設備に係るもの」   | 令和5年度<br>需要家主導型太陽光発電導入促進事業費補助金  | 令和5年度水力発電導入加速化事業費  |   |
|           |   |   | 水力発電の事業初期段階における支援事業（初期調査等支援事業）   |   |
| 補助申請者     | 家庭用需要を除く全業種の事業者<br>(リース・エネルギーサービス等についても対象)  | 国内において事業活動を営んでいる一つの法人であること  | 水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業   |   |
|           |   |   | 水力発電の地域における共生促進等を図る事業  |   |
| 補助対象経費    | 設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費   | 設計費、設備購入費、土地造成費、工事費、接続費   | 人件費、事業費  |   |
| 対象事業      | <ol style="list-style-type: none"> <li>天然ガスを主原料とするガスを燃料とした設備を導入して使用すること</li> <li>中圧導管又は耐震性を向上させた低圧導管によるガス供給を受けること</li> <li>系統電力の停電時に、発電又は空調を開始・継続できる設備であること</li> <li>導入後の対象設備に、運転状況を確認するために必要な専用の計測装置を取り付けること</li> <li>①～③のいずれかの施設であって、災害時に地域住民に空間、情報等の提供を行うことが可能な施設に設置され、対象設備が当該施設における災害時の役割に寄与していること（一部除外規定あり） <ol style="list-style-type: none"> <li>災害時に避難所として活用される国や地方公共団体の防災計画指定の施設</li> <li>災害時に活動拠点として活用される国や地方公共団体の防災上中核となる施設</li> <li>災害時に避難所等として活用される国や地方公共団体と協定を締結している（見込みを含む）施設</li> </ol> </li> </ol> | <p>日本国内において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項に基づく認定を受けず、電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給によることなく、当該太陽光発電により発電した電気を特定の需要家に長期間供給する等、本公募要領に定める要件を満たし、再生可能エネルギー電気を活用する需要家の電気を満たすことを目的とした太陽光発電設備等を、需要地外に新規に取得、設置する事業</p> <p>（補助要件）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>対象設備が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の認定計画に含まれないこと（非FIT・非FIP）</li> <li>合計2MW以上の新設設備で、単価が23.6万円/kWACベース未満であること</li> <li>令和6(2024)年2月29日(木)までに運転開始すること</li> <li>8年以上にわたり一定量以上の電気の利用契約等を締結すること</li> <li>再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドラインを遵守すること</li> </ol> <p>他</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>事業性評価を実施する水力発電設備の発電出力が、20kW以上30,000kW未満であること</li> <li>水力発電の方式が揚力発電でないこと</li> <li>実施計画書に基づき実施される事業であること</li> <li>実施計画書に係る事業の計画が現実かつ合理的であること</li> <li>調査の内容が、事業性評価を行う上で必要不可欠なものであること（民間事業者等）</li> <li>関連する補助事業で事業性評価を、原則、実施した地点でないこと（地方公共団体）</li> <li>1申請における水力発電有望地点の調査・設計は、複数地点を実施しても良い。</li> <li>当該補助事業で調査・設計を実施した水力発電の有望地点について、当該地点の開発若しくはコンセッション方式によるPFI事業に係る運営を行う発電事業者の公募（採択まで）を必ず実施すること。なお書きは、省略</li> </ol> <p>他</p> | <p>新規開発計画又は再開発計画の水力発電所（発電出力が20kW以上30,000kW未満）の開発促進を図るため、対象発電所の立地する市町村及び隣接市町村ならびに地域の特性等からこれに準じて取り扱うことが特に必要と認められる市町村において、水力発電所を開発する事業者が立地地域との課題解決や共生を図るために実施する以下の事業であって、公募要領p4の交付要件を満たす事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会議等の運営や広報活動</li> <li>自然環境・社会環境の整備等を行うための調査・設計</li> <li>自然環境・社会環境の整備等を行うための設備や整備等の工事</li> </ul> |
| 対象設備      | 停電対応型CGS（機器本体メーカー付属品等含む）／停電対応型GHP（冷媒配管、室内機等を含む）／熱交換器、煙道、煙突、安全装置、省エネ計測装置、ガスブースタ又はガスコンプレッサ、脱硝装置、基礎工事／温水配管及び電気配線等（配管に付属するポンプ類を含む）  | 太陽電池モジュール／パワーコンディショナー／モニターシステム（電力測定及び測定値の表示を行うためのシステム）／架台／接続箱／受配電設備／遠隔監視・接続装置／その他の附属機器  |  |   |
| 補助率       | <ol style="list-style-type: none"> <li>政府想定地震エリア及び政令指定都市等の大都市等のうち、中圧導管でガスの供給を受けている施設<br/>： 1/2以内</li> <li>上記以外の中圧ガス導管又は低圧ガス導管でガスの供給を受けている施設<br/>： 1/3以内</li> </ol>  | <p>【自治体連携型】 2/3以内<br/>次の①又は②に該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>補助対象事業者（地方公共団体及び地方公営企業を除く）が、地方公共団体が所有する土地に補助対象設備を設置して補助事業を実施する場合</li> <li>地方公共団体が過半を出資する補助対象事業者又は地方公共団体及び地方公営企業が、当該地方公共団体内に需要地を有する者を需要家として補助事業者として補助事業を実施する場合</li> </ol> <p>【自治体連携型以外】 1/2以内</p>   | <p>&lt;民間事業者等&gt; 1/2<br/>&lt;地方公共団体&gt; 定額</p>  | 1/2以内   |
| 上限／下限     | <ol style="list-style-type: none"> <li>中圧ガス導管による供給<br/>停電対応型CGS ①地域 3.6億円／②地域 2.4億円<br/>停電対応型GHP ①地域 1.0億円／②地域 6.6億円</li> <li>低圧ガス導管による供給<br/>停電対応型CGS ①②地域 0.6億円<br/>停電対応型GHP ①②の地域 0.66億円</li> </ol>  | —   | <p>&lt;民間事業者等&gt;<br/>基本設計が含まれる場合 2,000万円／年<br/>基本設計が含まれない場合 1,000万円／年<br/>&lt;地方公共団体&gt; 2,000万円／年</p> <p>&lt;作業道整備費&gt; 別途加算有</p>  | 対象発電所に対して50千円/kW又は14.3円/kW（再開発計画で出力が変わらない場合）と以下の金額のうち、いずれか低い金額<br>会議・広報費 5,000千円／件<br>調査・設計費及び調査・工事費 25,000千円／件   |
| 公募期間      | 2023/04/26～2023/05/26   | 2023/06/23～2023/08/10   | 2023/04/25～2023/09/27  |   |
| 注意事項      |   |   | <p>一次締切：2023/05/29 17時<br/>二次締切：2023/06/28 17時<br/>三次締切：2023/09/27 17時</p>   | <p>一次締切：2023/06/09 17時<br/>二次締切：2023/08/18 17時<br/>三次締切：2023/10/27 17時</p>  |

令和5年度における省エネルギー関係・創エネルギー関連の補助金の概要（令和5年度当初予算）

| ホームページの番号 | 3-3 (2)   | 3-4 (1)   | 3-4 (2)  | 3-5   |
|-----------|---|---|--|---|
| 制度所管庁     | 経済産業省   | 環境省   | 環境省  | 環境省   |
| 執行機関      | 一般財団法人新エネルギー財団  | 一般財団法人環境イノベーション情報機構   | 一般財団法人環境イノベーション情報機構  | 一般財団法人環境イノベーション情報機構   |
| 補助金名      | 令和5年度水力発電導入加速化事業費   |   | 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金<br>地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立分散型エネルギー設備等導入推進事業   | 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金<br>ストレージバリエティの達成に向けた<br>太陽光発電設備等の価格低減促進事業   |
|           | 水力発電の既存設備の増室力又は増電力量の可能性調査及び更新等事業（既存設備有効活用支援事業）  |   | 設備等導入事業（1号事業）  | 事業（2号事業）  |
| 補助申請者     | 調査事業  | 工事等事業   | 1 地方公共団体<br>2 民間企業（1と共同申請する事業者等）   | 申請する事業者）<br>①民間企業（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社、有限会社）<br>②個人事業主／③独立行政法人／<br>④地方独立行政法人（病院事業を営業者に限る）<br>⑤国立大学法人、公立大学法人および学校法人<br>⑥社会福祉法人／⑦医療法人<br>⑧特別法の規定に基づき設立された協同組合等<br>⑨一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人<br>⑩その他環境大臣の承認を得て機構が適当と認める者  |
|           | 日本国内で水力発電所を有して継続して水力発電を行い、保有する水力発電所の既存設備を有効活用することによる増出力又は増電力量の可能性を調査する事業を行う民間団体等（地方公共団体、発電事業者等） | 日本国内で水力発電所を有して継続して水力発電を行い、保有する水力発電所の既存設備を有効活用することによる増出力又は増電力量を図る設備更新又は改造を行う事業を行う民間団体（地方公共団体、発電事業者等）   |  |   |
| 補助対象経費    | 調査費、試験費、設計費   | 構築物、機械装置、備品、諸経費、共有設備又は総係費   | 本工事費、付帯工事費、機械測量及び試験費、設備費、業務費   | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費  |
| 対象事業      | 既存水力発電所の設備更新・改造又は余力による増出力又は増電力量の可能性を調査を行う事業   | 既存水力発電所の増出力又は増電力量を図る工事等事業（固定価格買取制度（以下「FIT」という。）又は市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度（以下「FITP」という。）を適用するものを除く。）  | 1 公共施設であること<br>2 補助対象施設は下記のいずれかであること<br>(1) 地域防災計画の策定状況について、以下の要（予定含む）<br>a～b（略）<br>(2) 業務継続計画により災害発生時に業務を維持すること<br>3 平時において導入施設で自家消費することが可能時に自立的に稼働する機能を有する再生可能エネルギー導入すること<br>4 補助対象設備を導入する施設が、以下のいずれかであること<br>a～d（略）<br>5 補助対象設備を導入する施設について、以下のと<br>a～b（略）<br>6 CO <sub>2</sub> 削減が図れるものであること<br>7 再生可能エネルギー設備等の設置や電力供給等・基準等を遵守すること。……<br>8 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関するづくFIT制度又はFITP制度による売電を行わないこと<br>9 国土強靱化地域計画が策定されていること                                      | 1 自家消費型の太陽光発電設備の導入を行う事業であること。戸建て住宅を除き、導入する太陽光発電設備の「太陽電池出力」が10kW以上であること。<br>2 定置用蓄電池または車載型蓄電池（充放電設備を含む）の導入を行う事業であること。戸建て住宅を除き、導入する蓄電池の「定格容量」が4,800Ah・セル以上であること。<br>3 平時において導入する太陽光発電設備による発電量を導入場所の敷地内（オンサイト）で自家消費すること（ただし、戸建て住宅は50%以上）<br>4 戸建て住宅を除き、太陽光発電設備による発電量を系統に逆潮流しないものであること。戸建て住宅を含め、FIT又はFITP制度の認定をしないこと。<br>5 接続供給（自己託送）を行わないものであること。<br>6 停電時にも必要な電力を供給できる機能を有する太陽光発電設備等を導入すること。<br>7 「オンサイトPPAモデル」または「リースモデル」の場合、補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、需要家など（共同事業者）とPPA事業者またはリース事業者との契約で、補助金額の5分の4以上がサービス料金、リース料金の低減等により需要家など（共同事業者）に還元、控除されるものであること。<br>8 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。他 |
| 対象設備      |   | ・構築物（えん堤（貯水池、調整池、えん堤）、取水口、導水路、沈砂池、水槽、水圧管路、放水路、雑設備等）<br>・機械装置（水車、発電機、主要変圧器、配電盤開閉装置、自動制御装置、諸機械装置等）<br>・備品<br>・諸経費（既存設備更新工事等に不可欠な調査、試験、実施設計等に要する費用）<br>・共有設備又は総係費（ダム再開発事業に係るダム負担金） | ①レジリエンス強化に資する再生可能、未利用エネルギー活用設備及びコモンシステム<br>②蓄電池（据置（定置）型）<br>③省エネルギー設備（高効率空調設備、高効率照明設備、高効率給湯設備、エネルギー管理システム、断熱材等、型浄化槽）<br>④上記に付帯する設備（車載型蓄電池充電設備、配管等、自営線）   | ・太陽光発電設備<br>・定置用蓄電池（業務・産業用）<br>・定置用蓄電池（家庭用）<br>・車載型蓄電池<br>・充放電設備  |
| 補助率       | 2/3以内   | 1/4以内<br>ただし、<br>・1,000kW以上増出力する地点は 1/3以内<br>・災害等で長期故障停止中の電源の場合は1/3以内<br>・災害対策等を併せて実施する場合は 1/3以内  | ①市区町村等（指定都市を除き、特別って太陽光発電設備以外の再生可能又は未利用エネルギー活用設備の導入又は離島の場合）<br>②市区町村等であって、太陽光発電設備・エネルギー管理システムの導入事業の場合<br>③都道府県・指定都市の場合  | 1/2<br>・太陽光発電設備：定額（4万円/kW、オンサイトPPAモデル／リースモデルは5万円/kW（戸建て住宅に限り7万円/kW）<br>・定置用蓄電池（業務・産業用）：定額（5.3万円/kWh）<br>・定置用蓄電池（家庭用）：定額（4.7万円/kWh）<br>・車載型蓄電池：定額（蓄電容量（kWh）の2分の1に4万円を乗じて得た額）<br>・充放電設備：1/2及び設置工事費（業務・産業用95万円／基、家庭用40万円／基）を合算した額  |
| 上限／下限     |   |   | CO <sub>2</sub> 1トンあたりの削減コストに<br>超える場合は500万円とする。   | ・定置用蓄電池（業務・産業用、家庭用）：補助対象経費の1/3が上限<br>・車載型蓄電池：最新のCEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」が上限<br>・充放電設備：最新のCEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」が上限  |
| 公募期間      | 2023/04/25～2023/10/20   | 2023/04/25～2023/10/20   | 二次公募 2022/06/13～2022/07/15   | 2023/05/15～2023/06/30   |
| 注意事項      | 一次締切：2023/05/30 17時<br>二次締切：2023/07/21 17時<br>三次締切：2023/10/20 17時                               | 継続案件：2023/05/01 17時<br>新規案件一次締切：2023/05/30 17時<br>継続案件二次締切：2023/07/21 17時<br>継続案件三次締切：2023/10/20 17時  | 【対象とする施設等の内容】<br>補助金の交付の申請者が所有する施設等である性を有する施設等とする。（補助対象設備を部分やトイレなどを含む。）に限る。<br>■広域防災拠点（広域的で甚大な災害が発生する災害対策活動を行う際の拠点であり、<br>■防災拠点（災害応急活動施設等＜①庁舎・行政機関施設、②警察本部・警察署等、③消防本部・消防署等、④医療機関・診療施設、⑤物資拠点（集積・搬送等）・防災倉庫＞）<br>■避難施設（避難所・収容施設等＜①県民会館・市民会館・公民館、②学校等文教施設、③体育館等スポーツ施設、④博物館等の社会教育施設、⑤社会福祉施設、⑥公園・防災公園、⑦観光交流施設（道の駅等）＞）<br>■業務継続計画に位置付けている施設（本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定＜①代替庁舎、②分庁舎＞、電気、水、食料等の確保＜①水道施設、②給食センター＞、非常時優先業務の整理＜①医療施設、②火葬場、③入浴施設、④廃棄物処理場、⑤福祉施設、⑥保健センター、⑦文化施設＞ | 定められ、かつそれらに必要な耐役の役割が確認できるエリア（動線・運動し、圏域全体として広域   |

未  
公  
募

令和5年度における省エネルギー関係・創エネルギー関連の補助金の概要（令和5年度当初予算）

| ホームページの番号     | 3-6 ア  | 3-6 イ<br>環境省<br>一般社団法人環境技術普及促進協会  |   |  | 3-6 ウ   |
|---------------|--|---|---|--|---|
| 制度所管庁<br>執行機関 | 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金<br>民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業  |   |   |  |   |
| 補助金名          | 地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業  |   |   |  | オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業   |
|               | ソーラーカーポート事業  | 営農地事業   | ため池事業   | 廃棄物処分場事業   |   |
| 補助申請者         | ①民間企業<br>②独立行政法人<br>③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る）<br>④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人<br>⑤社会福祉法人<br>⑥医療法人<br>⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等<br>⑧一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人<br>⑨一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人<br>⑩その他環境大臣の承認を経て協会が認める者  | ①民間企業／②個人・個人事業主（農林水産事業者）<br>③独立行政法人<br>④地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る）<br>⑤国立大学法人、公立大学法人及び学校法人<br>⑥社会福祉法人／⑦医療法人<br>⑧特別法の規定に基づき設立された協同組合等<br>⑨一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人<br>⑩農林水産事業者の組織する団体（農業法人（株式会社等を含む）<br>法人経営）、土地改良区等を含む<br>⑪その他環境大臣の承認を経て協会が認める者   | ①民間企業<br>②独立行政法人<br>③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る）<br>④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人<br>⑤社会福祉法人／⑥医療法人<br>⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等<br>⑧一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人<br>⑨農林水産事業者の組織する団体（農業法人（株式会社等を含む）<br>法人経営）、土地改良区等を含む<br>⑩その他環境大臣の承認を経て協会が認める者  | ①民間企業<br>②独立行政法人<br>③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る）<br>④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人<br>⑤社会福祉法人<br>⑥医療法人<br>⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等<br>⑧一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人<br>⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者   | ①民間企業<br>②独立行政法人<br>③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る）<br>④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人<br>⑤社会福祉法人<br>⑥医療法人<br>⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等<br>⑧一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人<br>⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者  |
| 補助対象経費        | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、<br>測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費  | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、<br>測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費   | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、<br>測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費   | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、<br>測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費  | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、<br>測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費   |
| 対象事業          | 駐車場を活用した自家消費型太陽光発電設備（ソーラーカーポート）<br>の導入を行う事業であって、以下の要件をすべて満たすもの<br>(1) 導入設備による発電量の50%以上を導入場所の敷地内で自家消費すること。<br>(2) 『(太陽光発電設備等の補助対象経費) × 2/3 ÷ (パワーコンディショナーの最大定格出力)』が、10kW未満：27.25万円/kW、10kW以上50kW未満：26.44万円/kW、50kW以上：17.84万円/kWを下回るものであること。<br>(3) パワーコンディショナーの最大定格出力の合計が5kW以上であること。また、積載率は、1以上であること。<br>(4) 停電時に電力供給可能とするシステム構成であること<br>(5) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。<br>(6) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFITの認定又はFIT制度の認定を取得しないこと。<br>(7) 接続供給（自己託送）を行わないものであること。 | 営農地を活用した太陽光発電設備等の導入を行う事業であって、以下に示す要件をすべて満たすもの<br>(1) 営農地を活用した太陽光発電設備等の導入を行う事業であること<br>(2) 農林水産業の生産活動に係る適切な事業継続が確保されていること<br>(3) 『(太陽光発電設備等の補助対象経費) × 2/3 ÷ (パワーコンディショナーの最大定格出力)』が、10kW以上50kW未満：26.44万円/kW、50kW以上：17.84万円/kWを下回るものであること。<br>(4) パワーコンディショナーの最大定格出力の合計が10kW以上であること。また、積載率は、1以上であること。<br>(5) 本事業で導入する太陽光発電設備が発電した電力の供給先が以下のいずれかであること<br>①当該発電設備と同一敷地内の施設又は自営線供給が可能な施設（当該施設から当該電気を電力系統に逆潮流しないこと）<br>②農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体が所有又は管理する施設（農林漁業関連施設、同一都道府県内の施設に限る）<br>③地方公共団体の施設（同一都道府県内の施設に限る）<br>(6) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること<br>他 | ため池を活用した太陽光発電設備等の導入を行う事業であって、以下に示す要件をすべて満たすもの<br>(1) ため池を活用した太陽光発電設備等の導入を行う事業であること<br>(2) 『(太陽光発電設備等の補助対象経費) × 2/3 ÷ (パワーコンディショナーの最大定格出力)』が、10kW以上50kW未満：26.44万円/kW、50kW以上：17.84万円/kWを下回るものであること。<br>(3) パワーコンディショナーの最大定格出力の合計が10kW以上であること。また、積載率は、1以上であること。<br>(4) 本事業で導入する太陽光発電設備が発電した電力の供給先が以下のいずれかであること<br>①当該発電設備と同一敷地内の施設又は自営線供給が可能な施設（当該施設から当該電気を電力系統に逆潮流しないこと）<br>②農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体が所有又は管理する施設（農林漁業関連施設、同一都道府県内の施設に限る）<br>③地方公共団体の施設（同一都道府県内の施設に限る）<br>(5) 停電時に電力供給可能とするシステム構成であること<br>(6) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること<br>他 | 廃棄物処分場を活用した太陽光発電設備等の導入を行う事業であって、以下に示す要件をすべて満たすもの<br>(1) 廃棄物処分場を活用した太陽光発電設備等の導入を行う事業であること<br>(2) 『(太陽光発電設備等の補助対象経費) × 2/3 ÷ (パワーコンディショナーの最大定格出力)』が、10kW以上50kW未満：26.44万円/kW、50kW以上：17.84万円/kWを下回るものであること。<br>(3) パワーコンディショナーの最大定格出力の合計が10kW以上であること。また、積載率は、1以上であること。<br>(4) 本事業で導入する太陽光発電設備が発電した電力の供給先が以下のいずれかであること<br>①当該発電設備と同一敷地内の施設又は自営線供給が可能な施設（当該施設から当該電気を電力系統に逆潮流しないこと）<br>②地方公共団体の施設（同一都道府県内の施設に限る）<br>(5) 停電時に電力供給可能とするシステム構成であること<br>(6) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること<br>(7) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する法律に基づくFITの認定又はFIT制度の認定を取得しないこと<br>他 | オフサイトに太陽光発電設備を導入し自営線により電力調達を行う取組について当該自営線等を導入する事業であって、以下の要件をすべて満たすもの<br>(1) 電力需要施設の敷地外（オフサイト）に太陽光発電設備を新規導入し、自営線により当該施設に電力供給を行うこと<br>(2) 当該太陽光発電設備が発電した電力を電力系統に逆潮流しないこと。<br>(3) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること<br>(4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFITの認定又はFIT制度の認定を取得しないこと<br>(5) 接続供給（自己託送）による電力の供給を行わないものであること<br>(6) 災害時等に電力系統の停電が発生した場合でも、当該太陽光発電設備が発電した電力を自営線により電力需要施設に調達可能であり、当該施設が地域防災に貢献するものであること。<br>(7) 交付申請時に、導入施設の設置場所、補助事業者及び関係者等が確定していること |
| 対象設備          | ・太陽光発電一体型カーポート（太陽光発電モジュール一体型カーポート、基礎、接続箱、パワーコンディショナー、配線）<br>・太陽光発電搭載型カーポート（太陽光発電モジュール、架台、カーポート（太陽光発電モジュールの土台となるものに限る）、基礎、接続箱、パワーコンディショナー、配線）<br>・定置用蓄電池<br>・車載型蓄電池<br>・車載型蓄電池の充放電設備又は充電設備  | ・太陽光発電設備（太陽光発電モジュール、架台、基礎、接続箱、パワーコンディショナー、配線等）<br>・定置用蓄電池（業務・産業用、家庭用）<br>・自営線<br>・エネルギーマネジメントシステム（EMS）<br>・受変電設備<br>・その他協会が適当と認める設備   | ・太陽光発電設備（太陽光発電モジュール、架台、基礎、接続箱、パワーコンディショナー、配線等）<br>・定置用蓄電池（業務・産業用、家庭用）<br>・自営線<br>・エネルギーマネジメントシステム（EMS）<br>・受変電設備<br>・その他協会が適当と認める設備   | ・太陽光発電設備（太陽光発電モジュール、架台、基礎、接続箱、パワーコンディショナー、配線等）<br>・定置用蓄電池（業務・産業用、家庭用）<br>・自営線<br>・エネルギーマネジメントシステム（EMS）<br>・受変電設備<br>・その他協会が適当と認める設備  | ・自営線<br>・定置用蓄電池<br>・EMS（エネルギーマネジメントシステム）<br>・受変電設備<br>・その他協会が必要と認める設備<br>（太陽光発電設備は補助対象外）  |
| 補助率           | 1/3<br>・車載型蓄電池 蓄電容量（kWh）÷ 2 × 4万円<br>・充放電設備 補助率1/2<br>・充電設備 補助率1/2   | 1/2   | 1/2   | 1/2  | 1/2   |
| 上限／下限         | 上限：1億円<br>車載型蓄電池、充放電設備及び充電設備には、それぞれ補助金額の上限の設定あり（公募要領のp5参照）   | 上限：1億5,000万円  | 上限：1億5,000万円  | 上限：1億5,000万円   | 上限：1億円／年  |
| 公募期間          | 2023/05/19～2023/06/15  | 2023/05/17～2023/06/19   | 2023/05/17～2023/06/19   | 2023/05/17～2023/06/19  | 2023/04/27～2023/05/30<br>第二次公募 2023/07/03～2023/08/08  |
| 注意事項          |  |   |   |  |   |

令和5年度における省エネルギー関係・創エネルギー関連の補助金の概要（令和5年度当初予算）

|           |   |  |   |   |  |
|-----------|---|--|---|---|--|
| ホームページの番号 | 3-6 エ   |  |   | 3-6 オ   |  |
| 制度所管庁     | 環境省   |  |   |   |  |
| 執行機関      | 一般社団法人環境技術普及促進協会  |  |   |   |  |
| 補助金名      | 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金<br>民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業   |  |   |   |  |
|           | 再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業   |  |   | 熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業  |  |
| 補助申請者     | ①民間企業<br>②個人事業主（温泉熱利用設備、温泉熱発電設備又は温泉熱供給設備更新時の省エネ設備等の導入に限る。）<br>③地方公共団体（温泉熱利用設備、温泉熱発電設備又は温泉熱供給設備更新時の省エネ設備等の導入に限る。）<br>④独立行政法人<br>⑤地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る。）<br>⑥国立大学法人、公立大学法人及び学校法人<br>⑦社会福祉法人<br>⑧医療法人<br>⑨特別法の規定に基づき設立された協同組合等<br>⑩一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人<br>⑪地域における温泉の管理や配湯を行う組合（民間企業を除く）（温泉熱利用設備、温泉熱発電設備又は温泉熱供給設備更新時の省エネ設備等の導入に限る。）   |  |   | ①民間企業<br>②独立行政法人<br>③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る）<br>④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人<br>⑤社会福祉法人<br>⑥医療法人<br>⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等<br>⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人<br>⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者  |  |
| 補助対象経費    | 人件費、業務費   | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費  | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費   | 人件費、業務費   | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費  |
| 対象事業      | 計画策定事業  | 設備等導入事業A   | 設備等導入事業B  | 計画策定事業  | 設備等挿入事業  |
|           | ①再生可能エネルギー熱利用設備（……（略）……）、工場廃熱等利用設備、温泉供給設備更新時の省エネ設備等又は「自家消費型」若しくは「災害時の自立機能付き」の再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）を導入するための基本計画、発電電力量算定、熱需要調査、事業性・資金調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定を行う事業であること。<br>②別表第4（公募要領のp27～31）に掲げる要件を満たす設備に係る計画の策定を行う事業であること。<br>③計画策定実施前に得られた情報により、再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業「設備等導入事業」に掲げる各設備のコスト要件を下回ることが見込まれていること。<br>④FIT制度又はFIP制度による売電に関する計画策定を行わないものであること。接続供給（自己託送）による電力の供給に関する計画策定を行わないものであること。<br>⑤本事業により得られる環境価値のうち、需要家に供給を行ったエネルギーに紐づく環境価値を需要家に帰属すること。<br>⑥計画策定の結果、（……（略）……）、本計画の策定後2年以内に設備等導入を完了すること | ①再生可能エネルギー熱利用設備（設備等導入事業Aでは、太陽熱又はバイオマス熱利用設備に限る）又は「自家消費型」若しくは「災害時の自立機能付き」の再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）の導入を行う事業であること。<br>②別表第4（公募要領のp27～31）に掲げる要件を満たす設備の導入を行う事業であること。<br>③再生可能エネルギー熱利用設備については、CO2削減コスト（補助対象経費を耐用年数期間のCO2削減量で除した値）が表1の基準を下回るものであること（コスト要件）。<br>④再生可能エネルギー発電設備については、本補助金を受けることで導入費用（資本費）が、表2の基準を下回るものであること（コスト要件）。<br>⑤FIT制度又はFIP制度による売電を行わないものであること。接続供給（自己託送）による電力の供給を行わないものであること。<br>⑥本事業により得られる環境価値のうち、需要家に供給を行ったエネルギーに紐づく環境価値を需要家に帰属すること。 | ①再生可能エネルギー熱利用設備（設備等導入事業Bでは、地中熱（散水方式及び地下水還元方式を除く）、温泉熱（温泉付随ガス含む）、河川熱、海水熱、下水熱、雪氷熱利用に限る。）、工場廃熱等利用設備又は温泉供給設備更新時の省エネ設備等の導入を行う事業であること。<br>②別表第4（公募要領p27～31）に掲げる要件を満たす設備の導入を行う事業であること。<br>③CO2削減コスト（補助対象経費を耐用年数期間のCO2削減量で除した値）が表3（公募要領p3）の基準を下回るものであること（コスト要件）。<br>④本事業により得られる環境価値のうち、需要家に供給を行ったエネルギーに紐づく環境価値を需要家に帰属すること。 | ①熱利用設備等の導入に関する基本計画、発電電力量算定、熱需要調査、事業性・資金調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定を行う事業であること。なお、計画の策定にあたっては、設備等導入事業①の要件をすべて満たすものであること。<br>②別表第4（公募要領p22～26）に掲げる要件を満たす設備に係る計画の策定を行う事業であること。<br>③FIT制度又はFIP制度による売電に関する計画策定を行わないものであること。<br>④接続供給（自己託送）による電力の供給に関する計画策定を行わないものであること。<br>⑤本事業により得られる環境価値のうち、需要家に供給を行ったエネルギーに紐づく環境価値を需要家に帰属させること。 | ①「熱分野モデル」又は「寒冷地モデル」において、熱利用設備等の導入によりCO2削減率が下表（公募要領p3）のすべての要件を満たすものであること。ただし、……（以下、略）……。<br>②別表第4（公募要領p22～26）に掲げる要件を満たす設備の導入を行う事業であること。<br>※熱分野モデルにおいては熱利用設備の導入を必須とする。<br>③交付申請時に、導入設備の設置場所、補助事業者及び関係者等が確定していること。<br>④FIT制度又はFIP制度による売電を行わないものであること。<br>⑤接続供給（自己託送）による電力の供給を行わないものであること。<br>⑥本事業により得られる環境価値のうち、需要家に供給を行ったエネルギーに紐づく環境価値を需要家に帰属させること。<br>⑦補助事業者以外の者が実施する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、別に定める情報について、公表することに同意していること。また、事業終了後に環境省が別途調査を行う場合があるが、当該調査等に協力を行うことに同意していること。 |
| 対象設備      | 設備等導入事業A及び設備等導入事業Bで補助対象となる設備  | ①再生可能エネルギー熱利用設備（太陽熱又はバイオマス熱利用）<br>②自家消費型又は災害時の自立機能付き再生可能エネルギー発電設備<br>③定置用蓄電池<br>④その他協会が適当と認める設備  | ①再生可能エネルギー熱利用設備（地中熱（散水方式及び地下水還元方式を除く）、温泉熱（温泉付随ガス含む）、河川熱、海水熱、下水熱又は雪氷熱利用）<br>②工場廃熱等利用設備<br>③温泉供給設備更新時の省エネ設備等<br>④その他協会が適当と認める設備   | 【熱利用設備】<br>太陽熱利用設備／バイオマス熱利用設備／その他温度差エネルギー利用設備／未利用熱利用設備、廃熱利用設備<br>【再生可能エネルギー発電設備】<br>太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、バイオマス発電設備、地熱発電設備等<br>【その他設備】<br>（略）<br>※公募要領のp4参照   |  |
| 補助率       | 3/4   | 1/3  | 1/2   | 3/4   | 2/3  |
| 上限／下限     | 上限：1,000万円  | 上限：1億円   | 上限：1億円／年  | 上限：1,000万円  | 上限：3億円／年   |
| 公募期間      | 2023/05/19～2023/06/15   | 2023/05/19～2023/06/15  | 2023/05/19～2023/06/15   | 2023/05/22～2023/06/30<br>第二次公募 2023/07/14～2023/08/10  | 2023/05/22～2023/06/30<br>第二次公募 2023/07/14～2023/08/10   |
| 注意事項      |   |  |   |   |  |

令和5年度における省エネルギー関係・創エネルギー関連の補助金の概要（令和5年度当初予算）

| ホームページの番号 | 3-7 ア  | 3-7 イ   | 3-7 ウ   |  |
|-----------|--|---|---|--|
| 制度所管庁     | 環境省  |   |   |  |
| 執行機関      | 一般社団法人環境技術普及促進協会   |   |   |  |
| 補助金名      | 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金<br>民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業   |   |   |  |
|           | 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業のうちオフサイトから運転制御を行う事業   |   | 屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル事業   |  |
|           | 需要側運転制御事業  | 再エネ発電側運転制御事業  | ①計画策定事業   |  |
| 補助申請者     | ①民間企業<br>②独立行政法人<br>③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る）<br>④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人<br>⑤社会福祉法人<br>⑥医療法人<br>⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等<br>⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人<br>⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者   |   | ア 地方公共団体<br>イ 民間企業（地方公共団体と共同申請する事業者に限る。導入する設備等をESCO事業及びファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業を含む。）<br>ウ その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者  |  |
| 補助対象経費    | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費   |   | 業務費   |  |
| 対象事業      | BEMS等のエネルギーマネジメントシステムを用いてオンサイトで行われるデマンド制御等をオフサイトから行えるようにし、需要側の設備を遠隔制御で最適運転させ、省CO2化と需給調整力強化を図る事業であって、以下に示す要件を全て満たすもの<br>ア オフサイト（指令を受ける建物と異なる建物）からデマンド制御等の運転制御が可能な需要側システムを構築し、導入する補助対象設備は全て同制御システムに組み込むこと。<br>イ エネルギーマネジメント化が図れ、二酸化炭素排出抑制に効果があること。<br>ウ 事業の実施体制（事業の実施者又は共同事業者）にESCO事業者やエネルギーサービス事業者等のいわゆる「運転制御を行う者」を組み込むこと。<br>エ エネルギーマネジメントによる制御実績を記録・集計の上、報告できること。<br>オ 本事業におけるCO2削減コストが 74,000 円/t-CO2 以下であること。 | 一般送配電事業者から出される出力抑制の要請に対して、オンライン制御（オフサイト制御）を可能とする再エネ発電事業者側の設備導入を行う事業で、以下に示す要件を全て満たすもの<br>ア オフサイトから再エネ発電設備の出力抑制に係る運転制御ができる設備を導入すること。<br>イ 出力抑制の対象となる再エネ発電設備は、太陽光発電、風力発電に限り、発電出力が10kW 以上2,000 kW未満であること。<br>ウ 当該再エネ発電設備の出力制御ルールが、「30日ルール」（無補償の出力制御に応じる上限が年間300日）であること。<br>エ 二酸化炭素排出抑制に効果があること。<br>オ オンライン制御による出力抑制低減の実績を記録・集計の上、報告できること。<br>カ 本事業におけるCO2削減コストが 34,000 円/t-CO2 以下であること。 | A 街路灯等からスマート街路灯への更新に係る計画策定事業  | B ソーラー街路灯の導入に係る計画策定事業  |
|           |  |   | 地方公共団体が、当該地方公共団体が所有するLED化されていない防犯灯、道路灯、公園灯等（以下「街路灯等」という。）をスマート街路に更新するために必要な計画策定を行う事業<br>（②Aの設備等導入事業の実施を条件に、以下の事項について調査・検討等）<br>ア スマート街路灯への更新を予定する既存の街路灯等の現状把握（数量、設置場所、設備容量、電力使用量、維持管理費、CO2 排出量等）<br>イ 無線機器及び日射量（推定日射量含む。以下同じ。）等の気象データを取得する機器の設置に係る調査・検討<br>ウ スマート街路灯の導入に先立ち必要な地理情報システムの構築（設計・製作等）及び当該システムへの調査データの入力等<br>エ スマート街路灯の導入数量、導入コスト、導入効果（電力削減量、CO2削減量等）等の検討・分析 | 地方公共団体が、当該地方公共団体が所有するLED化されていない街路灯等をソーラー街路灯に更新又はソーラー街路灯を新規導入するために必要な計画策定を行う事業<br>（②Bの設備等導入事業の実施を条件に、以下の事項について調査・検討等）<br>ア ソーラー街路灯への更新を予定する既存の街路灯等の現状把握（数量、設置場所、設備容量、電力使用量、維持管理費、CO2排出量等）<br>イ ソーラー街路灯の新規導入を行う際の導入エリアの現状把握<br>ウ ソーラー街路灯の導入数量、導入コスト、導入効果（電力削減量、CO2削減量等）等の検討・分析 |
| 対象設備      | 充放電設備、充電設備／蓄電池／車載型蓄電池（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）／蓄熱槽／ヒートポンプ／コジェネ／EMS（エネルギーマネジメントシステム）／通信・制御機器／エネルギーマネジメントに資する設備及び設備同士を結ぶ自営線・熱導管等  | 再エネ発電設備をオフサイトから運転制御するために必要な通信機器／パワーコンディショナー等を制御する機器・設備等   |   |  |
| 補助率       | 1/2  | 1/3<br>※電気事業法で離島となる区域は、1/2  | 3/4   | 3/4  |
| 上限／下限     | 上限：2億円<br>※車載型蓄電池、充放電設備、充電設備については、別途、補助金交付額に上限有  |   | 【上限】 1,000万円  | 【上限】 1,000万円   |
| 公募期間      | 2023/05/25～2023/06/22  | 2023/05/25～2023/06/22   | 2023/04/25～2023/06/01   |  |
| 注意事項      |  |   |   |  |

令和5年度における省エネルギー関係・創エネルギー関連の補助金の概要（令和5年度当初予算）

| ホームページの番号 | 3-7 ウ  |  | 3-8   |   |
|-----------|--|--|---|---|
| 制度所管庁     | 環境省  |  | 環境省   |   |
| 執行機関      | 一般社団法人環境技術普及促進協会   |  | 一般社団法人環境技術普及促進協会  |   |
| 補助金名      | 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金<br>民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業   |  | 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金<br>民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業  |   |
|           | 屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル事業<br>②設備等導入事業  |  | 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業のうち<br>離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業  |   |
| 補助申請者     | ア 地方公共団体<br>イ 民間企業（地方公共団体と共同申請する事業者に限る。導入する設備等をESCO事業及びファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業を含む。）<br>ウ その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者 |  | ①民間企業<br>②独立行政法人<br>③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る）<br>④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人<br>⑤社会福祉法人<br>⑥医療法人<br>⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等<br>⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人<br>⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者  |   |
| 補助対象経費    | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費   |  | 人件費、業務費   | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費  |
| 対象事業      | A スマート街路灯設備等導入事業   | B ソーラー街路灯設備等導入事業   | 離島再エネ主力化計画策定事業  | 離島再エネ主力化設備導入事業  |
|           | 地方公共団体が、当該地方公共団体が所有するLED化されていない街路灯等をスマート街路灯に更新する事業   | 地方公共団体が、当該地方公共団体が所有するLED化されていない街路灯等をソーラー街路灯に更新又はソーラー街路灯を新規導入する事業 | 離島において、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高めるための設備を導入する事業の計画を策定する事業であって、計画内容は以下に示す要件を全て満たすもの<br>ア 導入する再生可能エネルギー設備、需要側設備は、それぞれ1つ以上あり、群として管理・制御する計画であること。<br>イ 系統に接続する太陽光発電設備（10kW以上）又は、風力発電設備を対象とする場合は、オフサイト（指令を受け取る建物又は施設と異なる建物）から出力抑制の運転制御が可能なシステムであること。<br>ウ 需要側の調整力強化に資する設備は、オフサイト（指令を受け取る建物と異なる建物）から運転制御可能なシステムであること<br>エ 設備導入事業の実施体制（事業の実施者又は共同事業者）にESCO事業者やエネルギーサービス事業者等のいわゆる「運転制御を行う者」を組み込む計画であること。<br>オ 再エネ発電量及びエネルギーマネジメントによる制御実績を記録・集計の上、報告できる計画であること。<br>カ～コ （略） | 離島において、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島での電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合を高める取組みを支援する事業であって、当該事業の実施計画が「離島再エネ主力化計画策定事業」で策定する計画と同等の内容であると協会が認めるとともに、以下に示す要件を全て満たすもの<br>ア 導入する再生可能エネルギー設備、需要側設備はそれぞれ1つ以上あり、群として管理・制御すること。<br>イ 系統に接続する太陽光発電設備（10kW以上）又は風力発電設備を対象とする場合は、オフサイト（指令を受け取る建物又は施設と異なる建物）から出力抑制の運転制御が可能なシステムであること。<br>ウ 需要側の調整力強化に資する設備は、オフサイト（指令を受け取る建物と異なる建物）から運転制御可能なシステムであること<br>エ 事業の実施体制（事業の実施者又は共同事業者）にESCO事業者やエネルギーサービス事業者等のいわゆる「運転制御を行う者」を組み込むこと。<br>オ～コ （略） |
| 対象設備      | ①LED照明灯（ポール無し又はポール有り）<br>②無線機器<br>③日射量等の気象データを取得する機器<br>④中央管理システム<br>⑤その他材料費（配線、プレーカー、アダプター、ワイヤー等）<br>⑥電力会社申請費用    | ①ソーラー照明灯（ポール無し又はポール有り）   |   | 再生可能エネルギー発電設備／蓄電池／充放電設備／充電設備／車載型蓄電池（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）／蓄熱槽／EMS（エネルギーマネジメントシステム）／通信・制御機器／同期発電設備／オフサイトから運転制御可能な需要側設備（発電機、給湯器等調整力強化に資する需要側の設備）／エネルギーマネジメントに資する設備及び設備同士を結ぶ自営線・熱導管等   |
| 補助率       | 1/3  | 1/4  | 3/4   | 2/3   |
| 上限／下限     | 【上限】 15,000万円<br>【下限】 100万円<br>※ CO2削減コストによる補助金額の上限有   | 【上限】 15,000万円<br>【下限】 100万円<br>※ CO2削減コストによる補助金額の上限有             | 【上限】 1,000万円  | 【上限】 3億円／年<br>※ 充放電設備、車載型蓄電池については、別途、補助金額の上限有   |
| 公募期間      | 2023/04/25～2023/06/01  |  | 2023/04/20～2023/05/30   | 2023/04/20～2023/05/30   |
| 注意事項      |  |  |   |   |

令和5年度における省エネルギー関係・創エネルギー関連の補助金の概要（令和5年度当初予算）

| ホームページの番号 | 3-9 ア   | 3-9 イ   |  |   |
|-----------|---|---|--|---|
| 制度所管庁     | 環境省   | 環境省   |  |   |
| 執行機関      | 一般社団法人環境技術普及促進協会  | 一般社団法人環境技術普及促進協会  |  |   |
| 補助金名      | 令和5年度二酸化排出抑制対策事業等補助金<br>民間企業等による再生主力化・レジリエンス強化促進事業  |   |  |   |
|           | 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業のうち<br>直流による建物間融通モデル創出事業  | 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業のうち<br>TP0モデルによる建物間融通モデル創出事業  |  |   |
| 補助申請者     | ①民間企業<br>②独立行政法人<br>③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る）<br>④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人<br>⑤社会福祉法人<br>⑥医療法人<br>⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等<br>⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人<br>⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者  | ①民間企業<br>②独立行政法人<br>③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る）<br>④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人<br>⑤社会福祉法人<br>⑥医療法人<br>⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等<br>⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人<br>⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者  | ①民間企業<br>②独立行政法人<br>③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る）<br>④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人<br>⑤社会福祉法人<br>⑥医療法人<br>⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等<br>⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人<br>⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者   |   |
| 補助対象経費    | 人件費、業務費   | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、<br>測量及び試験費、設備費、業務費、事務費  | 人件費、業務費  | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、<br>測量及び試験費、設備費、業務費、事務費  |
| 対象事業      | 直流給電計画策定事業  | 直流給電設備導入事業  | TP0モデル計画策定事業   | TP0モデル設備導入事業  |
|           | 省CO2と災害時のエネルギー確保が可能となる、直流給電による建物間電力融通に係る、以下に示す要件を全て満たす直流給電設備導入計画（以下「本計画」という。）の策定を行う事業<br>ア 給電システムを直流とすることで、交流給電システムと比べて電力変換段数の減少により電力変換時のエネルギーロスを低減し、二酸化炭素排出削減効果等を有すること。<br>イ 系統のブラックアウト時には自立運転可能なシステムを構築する計画であること。<br>ウ 直流給電システムを、自営線を用いて複数の建物間でつなぎ、構築する計画であること（系統との連系の有無は問わない）。<br>エ 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させる計画であること。<br>オ FITの認定又はFIP制度の認定を取得しない計画であること。<br>カ 接続供給（自己託送）を行わない計画であること。<br>キ 本計画を確実に実行するための資金的根拠等を有すること。 | 「①直流給電計画策定事業」で策定した直流給電設備導入計画、もしくは直流給電設備導入計画と同等と環境省が認めた計画等に基づき、省CO2と災害時のエネルギー確保が可能となる、直流給電による建物間電力融通に係る設備等を導入する事業であって、以下に示す要件を全て満たすもの<br>ア 定量的なエネルギー起源二酸化炭素排出削減効果と、明確な算出根拠を有すること。<br>イ 系統のブラックアウト時には自立運転可能なシステムを構築すること。<br>ウ 直流給電システムを、自営線を用いて複数の建物間でつなぎ、構築すること（系統との連系の有無は問わない）。<br>エ 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。<br>オ FITの認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。<br>カ 接続供給（自己託送）を行わないものであること。 | 省CO2と災害時のエネルギー確保が可能となる、TP0モデルによる建物間電力融通に係る、以下に示す要件を全て満たすTP0モデル設備導入計画の策定を行う事業<br>ア 再生エネルギー設備を導入する計画であること。<br>イ 複数需要場所に対して、各々1以上の蓄電池及び需要側設備を導入するものとする計画であること。<br>ウ 導入する設備はTP0（第三者保有）で保有する計画であること。<br>エ 自営線を用いて1以上の発電場所と複数の需要場所間をつなぎ、電力を融通するシステムを構築する計画であること。（発電場所と需要場所は同一でも可）<br>オ 当該再生エネルギー設備が発電した電力を電力系統に逆潮流しない計画であること。<br>カ 本事業で策定する設備導入計画を実施することによって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。<br>キ 災害時に電力系統の停電が発生した場合でも、当該再生エネルギー設備が発電した電力を電力需要施設に供給可能であり、当該施設が地域防災に貢献する計画であること。 以下（略） | 「①TP0モデル計画策定事業」で策定したTP0モデル設備導入計画、もしくはTP0モデル設備導入計画と同等と環境省が認めた計画等に基づき、省CO2と災害時のエネルギー確保が可能となる、TP0モデルによる建物間電力融通に係る設備等を導入する事業であって、以下に示す要件を全て満たすもの<br>ア 再生エネルギー設備を導入すること。<br>イ 複数需要場所に対して、各々1以上の蓄電池及び需要側設備を導入すること。<br>ウ 導入する設備はTP0（第三者保有）で保有すること。<br>エ 自営線を用いて1以上の発電場所と複数の需要場所間をつなぎ、電力を融通するシステムを構築すること。（発電場所と需要場所は同一でも可）<br>オ 当該再生エネルギー設備が発電した電力を電力系統に逆潮流しないこと。<br>カ 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること<br>キ～セ （略） |
| 対象設備      |   | 再生可能エネルギー発電設備及びその付帯設備／蓄電池及びその付帯設備並びに当該蓄電池及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備／車載型蓄電池及びその付帯設備／電線、変圧器及び受電設備等電力供給や系統連系に必要な設備／再生可能エネルギー熱供給設備及びその付帯設備／エネルギー需給や設備を制御するために必要な通信・制御機器設備／省エネルギー設備及びその付帯設備  |  | 再生可能エネルギー発電設備／エネルギーマネジメントに資する設備及び設備同士を結ぶ自営線・熱導管等（自営線地中化のための設備含む）／受変電設備／蓄電池／充放電設備／充電設備／車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）／EMS（エネルギーマネジメントシステム）／通信・制御機器／運転制御可能な需要側設備（ヒートポンプを活用した給湯器・空調等調整力強化に資する需要側の設備、コジェネ等）   |
| 補助率       | 3/4   | 1/2<br>直流給電計画策定事業を行った事業の場合は、2/3   | 3/4  | 1/2<br>地方公共団体と災害時における拠点の利用に関する防災協定を締結している場合は、2/3  |
| 上限／下限     | 【上限】 1,000万円  | 【上限】 2億円／年<br>※ 充放電設備、車載型蓄電池については、別途、補助金額の上限有   | 【上限】 1,000万円   | 【上限】 3億円／年<br>※ 充放電設備、車載型蓄電池については、別途、補助金額の上限有   |
| 公募期間      | 2023/05/18～2023/06/20   | 2023/05/18～2023/06/20   | 2023/04/28～2023/06/14<br>二次公募 2023/07/06～2023/08/07  | 2023/04/28～2023/06/14<br>二次公募 2023/07/06～2023/08/07   |
| 注意事項      |   |   |  |   |

令和5年度における省エネルギー関係・創エネルギー関連の補助金の概要（令和5年度当初予算）

| ホームページの番号 | 3-10  |  |  |  |
|-----------|---|--|--|--|
| 制度所管庁     | 環境省   |  |  |  |
| 執行機関      | 一般社団法人環境技術普及促進協会  |  |  |  |
| 補助金名      | 令和4年度第二次補正 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金<br>民間企業による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業   |  |  |  |
|           | データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業  |  |  |  |
|           | データセンター新設支援事業   | データセンター改修支援事業  | データセンター移設支援事業  | コンテナ型データセンター等導入支援事業  |
| 補助申請者     | ア 民間企業<br>イ その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者   | ア 民間企業<br>イ その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者  | ①民間企業<br>②独立行政法人<br>③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る）<br>④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人<br>⑤社会福祉法人<br>⑥医療法人<br>⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等<br>⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人<br>⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者   | ①民間企業<br>②独立行政法人<br>③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る）<br>④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人<br>⑤社会福祉法人<br>⑥医療法人<br>⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等<br>⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人<br>⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者   |
| 補助対象経費    | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費  | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費   | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費   | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費   |
| 対象事業      | 地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等の導入支援を行う事業であって、以下に示す要件をすべて満たすもの<br>ア 自家消費型又は地産地消型の再生可能エネルギー発電設備を新規に導入し、データセンターの使用電力量の10%以上を供給すること。<br>イ 新規に導入した再生可能エネルギー発電設備及び再生可能エネルギーの変動調整機能を持つ設備から系統への逆流流を行わないこと。<br>ウ 定量的なエネルギー起源二酸化炭素排出量削減効果と、明確な算出根拠を有すること。<br>エ 設備導入時及び導入後における持続的な運営と維持管理体制等を有すること。<br>オ 補助事業者以外の者が再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設を行う際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、公募要領p8の表に定める情報について、公表することに同意すること。 | 既存のデータセンターにおける再エネ設備の導入や空調設備等の省CO2型設備への更新を行う事業であって、以下に示す要件をすべて満たすもの<br>ア 既存のデータセンターにおいて、再エネ設備の導入や空調設備等の省CO2型設備への更新を行うこと（再エネ設備の導入は必須）。<br>イ 二酸化炭素削減効果が見込まれるものであること。また、明確な算出根拠を有すること。<br>ウ 定量的なエネルギー起源二酸化炭素排出量削減効果と、明確な算出根拠を有すること。<br>エ 設備導入時及び導入後における持続的な運営と維持管理体制等を有すること。<br>オ 補助事業者以外の者が既存データセンターへの再エネ・蓄エネ設備の導入及び空調設備等の省CO2型設備への改修を行う際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、公募要領p12の表に定める情報について、公表することに同意すること。 | 既存のデータセンターにあるICT機器等を、より省CO2性能が高い東京圏以外に立地するデータセンターへ移設する事業であって、以下に示す要件をすべて満たすもの<br>ア 既存のデータセンターにあるICT機器等を、より省CO2性能が高い東京圏以外に立地するデータセンターへ移設すること。<br>イ 移設先のデータセンターにおいて、再エネ設備が導入されていること。<br>ウ 二酸化炭素削減効果が見込まれるものであること。また、明確な算出根拠を有すること。<br>エ 設備導入時及び導入後における持続的な運営と維持管理体制等を有すること。<br>オ 補助事業者以外の者が既存のデータセンターにあるICT機器等を、より省CO2性能が高い東京圏以外に立地するデータセンターへ移設する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、公募要領p20の表に定める情報について、公表することに同意すること。 | コンテナ・モジュール型データセンター等の導入を行う事業であって、以下に示す要件をすべて満たすもの<br>ア コンテナ・モジュール型データセンターにおいて、高効率の新鋭ICT機器や高効率の設備及びそれらの稼働や運用を管理するシステム等を導入すること。<br>イ コンテナ・モジュール型データセンターにおいて、再エネ設備を新規に導入すること。<br>ウ 二酸化炭素削減効果が見込まれるものであること。また、明確な算出根拠を有すること。<br>エ 設備導入時及び導入後における持続的な運営と維持管理体制等を有すること。<br>オ 補助事業者以外の者がコンテナ・モジュール型データセンター等の導入を行う際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、公募要領p24の表に定める情報について、公表することに同意すること。<br>カ 本事業におけるCO2削減コストが704,000円/t-CO2以下であること。 |
| 対象設備      | ア 再生可能エネルギーの使用に係る設備及びその付帯設備<br>イ 再生可能エネルギーの変動調整機能及びその付帯設備（パワーコンディショナー、電線、変圧器等）並びに当該機能及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備（計測機器、安全対策機器等）<br>ウ データセンターの高効率空調・冷却に係る設備及びその付帯設備<br>エ 電力供給に必要な設備（…略…）   | ア 再生可能エネルギーの使用に係る設備及びその付帯設備<br>イ 再生可能エネルギーの変動調整機能及びその付帯設備（パワーコンディショナー、電線、変圧器等）並びに当該機能及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備（計測機器、安全対策機器等）<br>ウ データセンターの高効率空調・冷却に係る設備及びその付帯設備<br>エ 電力供給に必要な設備（配電線、受変電設備、自営線等）   | ア ICT機器（サーバー、ストレージ、通信機器等）及びその付帯設備<br>イ ICT機器の高効率空調・冷却に係る設備及びその付帯設備<br>ウ ICT機器の移設に伴う冗長構成費<br>エ ICT機器の移設に伴う輸送費   | ア 再生可能エネルギー使用に係る設備及びその付帯設備<br>イ 再生可能エネルギーの変動調整機能及びその付帯設備並びに当該機能及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備<br>ウ ICT機器及びその付帯設備<br>エ データセンターの高効率空調・冷却に係る設備及びその付帯設備<br>オ 電力供給に必要な設備<br>カ ICT機器等を収納する外装箱（コンテナ等）   |
| 補助率       | 1/2<br>太陽光発電設備及び空調設備等の省CO2型設備については、1/3  | 1/2<br>太陽光発電設備及び空調設備等の省CO2型設備については、1/3   | 1/3  | 1/3  |
| 上限／下限     | 上限：3億円／年  | 上限：1億円   | 上限：1億円   | 上限：2億円   |
| 公募期間      | 2023/04/18～2023/05/25   | 2023/04/18～2023/05/25  | 2023/04/18～2023/05/25  | 2023/04/18～2023/05/25  |
| 注意事項      |   |  |  |  |

令和5年度における省エネルギー関係・創エネルギー関連の補助金の概要（令和5年度当初予算分）

| ホームページの番号 | 3-11 (1)   | 3-11 (2)   | 3-11 (3)  |  |
|-----------|--|--|---|--|
| 制度所管庁     | 環境省  |  |   |  |
| 執行機関      | 公益財団法人北海道環境財団  |  |   |  |
| 補助金名      | 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金<br>脱炭素社会構築に向けた再生エネルギー由来水素活用推進事業  |  |   |  |
|           | 再生エネルギー由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業  | 水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業   | 地域再生エネルギーステーション保守点検等支援事業  |  |
| 補助申請者     | ア 民間企業（リース・レンタル事業者を含む）<br>イ 地方公共団体<br>ウ 独立行政法人<br>エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人<br>オ 法律により直接設立された法人<br>カ その他環境大臣の承認を得て財団が認める者   | ア 民間企業（リース・レンタル事業者を含む）<br>イ 地方公共団体<br>ウ 独立行政法人<br>エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人<br>オ 法律により直接設立された法人<br>カ その他環境大臣の承認を得て財団が認める者 | ア 民間企業（リース・レンタル事業者を含む）<br>イ 地方公共団体<br>ウ 独立行政法人<br>エ 地方独立行政法人<br>オ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人<br>カ 法律により直接設立された法人<br>キ その他環境大臣の承認を得て財団が認める者  |  |
| 補助対象経費    | 本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費   | 本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費   | 本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費  |  |
| 対象事業      | 蓄電池・水素等を活用することで、地域防災計画等により災害時に防止拠点として位置付けられた、あるいはこれから位置づけられる施設等において、地域の再生可能エネルギーを最大限活用する、自立・分散型エネルギーシステムの構築、再生可能エネルギーを活用した水素サプライチェーンの社会実装に必要な機器（水電解装置、バッファタンク、水素充填ユニット及び水素吸蔵合金等）を導入する事業。その他、水素の利活用促進と二酸化炭素排出削減に資する設備（業務用燃料電池、水素ボイラー等）を導入する事業 | 日本国内において、燃料電池フォークリフト（FCフォークリフト）及び燃料電池バス等（FCバス等）の新車導入する事業   | 1 地域再生エネルギーステーション保守点検業務   | 2 設備の高効率化改修事業  |
|           |  |  | （対象事業の要件）<br>環境省の地域再生エネルギーステーション導入事業によって整備された再生エネルギーステーションであり、原則として以下のア～ウの要件を満たす水素ステーションであること<br>ア 当該水素ステーションから水素を共有するFCV等の年間走行予定距離等を達成すること。<br>イ 水素ステーションの付帯設備などを含めたシステム全体の消費電力量が再生エネルギー発電設備の発電電力量を超過しないこと。なお、超過が見込まれる場合は、以下の方法による対応を実施すること。<br>以下の方法は（略）<br>ウ 水素ステーション全体の消費電力量及び再生エネルギー発電設備の発電電力量の実績を計測できること。 | （対象事業の要件）<br>環境省の地域再生エネルギーステーション導入事業によって整備された再生エネルギーステーションにおいて、エネルギー効率の向上に寄与する部品・部材（水素製造装置スタック等）の交換及び交換を実施した設備を稼働させるのに必要な調整を行う事業であって、以下の要件を満たす水素ステーションであること<br>ア 水素を製造する際に要する電力の全相当分が太陽光発電や風力その他地域の再生可能エネルギー由来の電力で賄われている水素ステーションの装置であること |
| 対象設備      | 再生エネルギー発電設備（太陽光、風力等）／蓄電池／給水タンク／水電解装置／バッファタンク／水素充填ユニット／水素貯蔵タンク（圧縮水素、水素吸蔵合金、液化タンク等）／水素を供給、出荷する装置／エネルギーマネジメントシステム／産業用燃料電池（改質器付きを除く）／水素ボイラー等の水素利活用設備・機器（車両は除く。）／その他導入するシステムを運用する上で財団が必要と財団が認める設備   | ・FCフォークリフト<br>・FCバス等   | /   |  |
| 補助率       | 指定都市以外の市町村 : 2/3<br>都道府県、指定都市及び特別区 : 1/2<br>中小企業者 : 2/3<br>中小企業者以外の民間企業 : 1/2<br>その他 : 1/2   | ■燃料電池フォークリフト : 1/2<br>（一般的なエンジン車の価格との差額に対して）<br>■燃料電池バス : 1/2<br>（車両本体価格に対して）<br>※過去に環境省の補助金を利用して導入した実績がある場合は、補助率1/3           | 2/3   |  |
| 上限／下限     | 補助上限額 : 2億円  | 補助上限額<br>燃料電池フォークリフト : 550万円／台<br>燃料電池バス : 5,775万円／台<br>※ 過去に、環境省の補助金を利用して導入した実績がある場合は、FCバス等の上限額は3,850万円／台                     | 補助上限額 : 220万円   |  |
| 公募期間      | 2023/05/08～2023/10/27  | 2023/05/08～2023/11/30<br>※FCバス等は、2023/05/08～2023/09/29   | 2023/05/08～2023/11/30   |  |
| 注意事項      |  |  |   |  |